

令和5年11月吉日

令和6年度 新入生保護者 様

船橋市立坪井中学校  
校長 河上 俊和

### 学校徴収金「預金口座振替依頼書」について（依頼）

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では学校徴収金に係る処理手続きを、別紙「学校徴収金『口座振替』の概要」のとおり、りそな銀行を利用しております。手続きを開始するにあたり「預金口座振替依頼書」による手続きが必要となりますのでご案内申し上げます。

つきましては、下記の留意事項をご確認の上、御指定の金融機関での手続きを、お願いいたします。

なお、ゆうちょ銀行とその他の金融機関とでは手続きが異なりますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 手続き① すべての方（共通）

「預金口座振替依頼書」の「金融機関」または「ゆうちょ銀行」のどちらかに、必要事項を記入して、押印してください。

##### 【記入上の注意】

- ① 「預金口座振替依頼書」添付の「記入例」を確認してください。
- ② 口座名義人欄は、預金通帳を確認し、お届けの名義人名を記入してください。
- ③ フリガナは、氏と名との間を1ます開けてください。
- ④ 口座番号は、預金通帳を確認し、「右ヅメ」で記入してください。
- ⑤ 印鑑は、お届けのものを鮮明に押印してください。
- ⑥ 選択する項目は、該当するものを○で囲んでください。
- ⑦ 下部の「委託者名」の欄には「坪井中学校」、「料金等の種類」の欄には「学校徴収金」と記入してください。
- ⑧ 2枚目（委託者用）下部の「申込人名（契約者名）」欄には、お子様の氏名を記入してください。
- ⑨ 2枚目（委託者用）下部の「申込人住所」欄に必要事項を記入ください。

## 2 手続き②

「金融機関」または「ゆうちょ銀行」で手続きが異なります。

### (1) 「金融機関」（ゆうちょ銀行以外）の場合

ご指定の「金融機関」で照合・確認を行ってください。

- ① 御指定の金融機関で、2枚目（委託者用）右下部の「金融機関確認欄」に『確認印の押印』を受けてください。
- ② 1枚目（金融機関用）を、その金融機関に提出してください。
- ③ 2枚目（委託者用）を、中学校に提出してください。
- ④ 3枚目（お客様控）を、お手元に残し、保管してください。

### (2) 「ゆうちょ銀行」の場合

【注意】ゆうちょ銀行では照合を行いません。（照合手続き不要です）

- ① 1枚目（金融機関用）と2枚目（委託者用）を一緒に、中学校に提出してください。
- ② 3枚目（お客様控）を、お手元に残し、保管してください。

## 3 その他

### (1) 提出締切 令和6年1月12日（金）

※新入生保護者説明会の当日、受付で提出願います。

- (2) 坪井中学校に在校生がいる方につきましても、別途、新入生用の手続きが必要となります。
- (3) りそな銀行に口座をお持ちの方も、新入生用の手続きをお願いします。
- (4) 年度途中での変更は、原則お受けできません。
- (5) 口座振替日について

**【令和5年度】 毎月13日と28日**

※ 一回の振替手数料は、110円です。

振替手数料は、振替ができなかった場合にも発生します。

- (6) 学校徴収金には、「副教材費」「学級費」「生徒会費」「PTA会費」「旅行積立」等があります。詳細につきましては、金額が確定しましたらお知らせいたします。なお、令和5年度の1学年の諸経費は年額で5万円程度となっております。

## 4 お問い合わせ

船橋市立坪井中学校

電話 047(466)3104